

フランスにおける産業クラスター政策の源流 —「地域生産システム」の振興政策と中小企業—

山 口 隆 之

I はじめに

国の如何を問わず、近年の中小企業経営や中小企業政策の展開を分析する上で産業クラスターと呼ばれる概念は欠かせない。近年、各国で展開されている産業政策には、産業クラスターの創出とその振興を通じて、地域におけるイノベーションや新規開業の促進、旧来の産業構造からの脱却、中小企業の活性化を図ろうとの意図がみてとれる。

我国では、産業クラスター政策として、2001年度から経済産業省が「産業クラスター計画」を打ち出し、文部科学省が2002年度から「知的クラスター創成事業」を推進している¹⁾。

1) 我国の経済産業省は、2001年度～2005年度までを、第Ⅰ期「産業クラスター計画」の実施期間とし、19（現在は17）の計画を推進した。ここでは、「産業クラスター」が、新しい技術やサービスを生み出すイノベーションの場として位置付けられ、経営者や技術者、研究者、資金提供者といった多様なメンバーからなるネットワークの構築が目指された。2006年度～2010年度までは、既存プロジェクトの再編統合・見直しを含めた「産業クラスター」第Ⅱ期中期計画期間であり、産官学のネットワーク強化と新事業、新産業創出の為の環境整備が進められている。

他方、文部科学省では、2002年度から「知的クラスター創成事業」を開始し、18の計画を推進している。「知的クラスター」とは、「地域のイニシアティブの下で、地域において独自の研究開発テーマとポテンシャルを有する公的研究機関等を核とし、地域内外から企業等も参画して構成される技術革新システム」であり、「核をなす公的機関等の有する独創的な技術シーズと実用化ニーズが相互に刺激しつつ連鎖的に技術革新と、それに伴う新産業創出が起こるシステム」の形成が政策目標とされている。なお、両省の政策については、以下を参照されたい。

経済産業省：「産業クラスター計画」HP

他方、産業クラスターの定義や位置付け、その推進手段は異なるものの、EU 各国政府、地方自治体でも様々な産業クラスター政策を立案・実施している。欧州委員会の委託によって作成される『ヨーロッパ中小企業白書』の第 7 年次報告書では、理論的・実証的・政策的な観点から各国の産業クラスターの分析を行い、この結果、産業クラスターが、地域のイノベーション能力や競争力の向上、企業や雇用の増加に一定の役割を果たすとの結論を導き出した²⁾。

以上の状況のもと、フランスでも産業クラスターの振興が政策的課題となっている。2005年より、フランス「国土整備関係省連絡委員会 (CIADT : le comité interministériel pour l'aménagement et le développement du territoire)」は、各地方の立案・応募に呼応する形で、フランス全土から「競争力の集積地 (pôle de compétitivité)」と呼ばれる潜在能力が高い60余りの地域（活動）を選定し、様々な助成策を講じている。

我国におけるフランス産業クラスター政策の情報は依然、断片的なものであり、今後より詳細な分析が必要とされるが、本稿では、その第一歩として、1990年代後半に進められた、中小企業による地域内連携、すなわち、フランスにおいて「地域生産システム (SPL : système productif locaux)」と呼ばれるネットワーク形成の為の政策を分析する。

ここで筆者は「地域生産システム」の振興政策を、現在のフランス産業クラスター政策、すなわち、「競争力の集積地」の振興政策の源流と見なすが、

http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/downloadfiles/Business_environment_prom_div/CLUSTER.html (アクセス日2007年3月20日)

文部科学省「知的クラスター創成事業」HP

http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/chiiki/cluster/index.htm (アクセス日2007年3月20日)。

なお、「クラスター (cluster)」は、本来ブドウの「房」を意味する。これと区別するために、以下本稿では、「産業クラスター (industrial cluster)」という用語を用いる。ただし、近年の文献では、ここで扱う「産業クラスター」を、単に「クラスター」として表記することも多い。

2) (財)中小企業総合研究機構訳編『ヨーロッパ中小企業白書2002』同友館、2003年、95-186頁。

この点については、フランスの研究者や政府レベルの議論で必ずしも意見が一致しているわけではない。

しかしながら、第一に、「地域生産システム」として政府に認証された中小企業ネットワークが、その後の発展により「競争力の集積地」として認証され、現在に至っているものが少なくないこと。第二に、時期的にみても、「地域生産システム」の振興政策を受け継ぐ形で、「競争力の集積地」の振興政策がスタートしたこと。第三に、両政策ともに、長年のフランスにおける課題である地域開発、地方分権促進の為のツールとしての位置付けを与えられていること。第四に、フランスの文献では両者ともに、産業クラスターと同義として扱われる事が多くのこと、などから、少なくとも、「競争力の集積地」の特性把握には、「地域生産システム」の分析が不可欠であると考える。

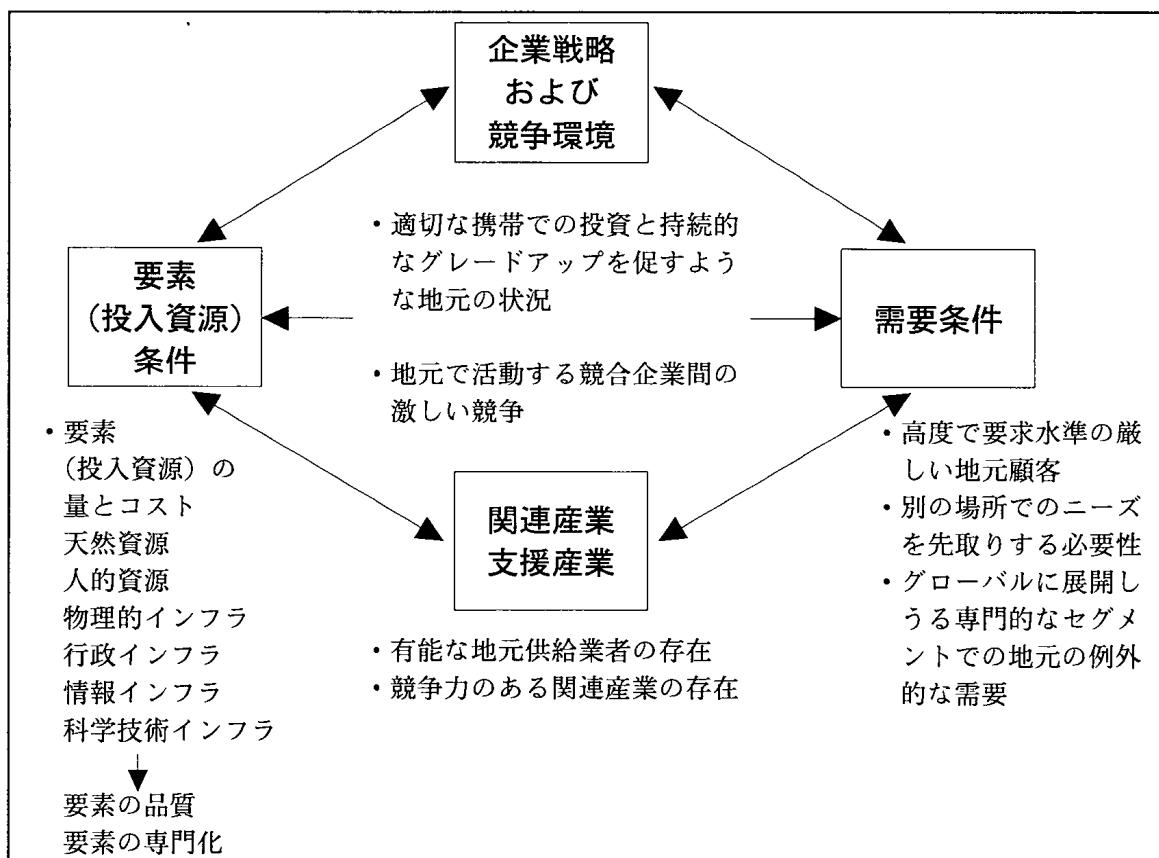
以下では、産業クラスター政策の理論的基礎を整理したのち、「地域生産システム」の概念と内容を分析する。当該考察を通じて、1990年代後半におけるフランス中小企業を取巻く環境と議論を明確にし、現在のフランス産業クラスター政策の分析に不可欠な要素を導き出すことが目的である。

II 産業クラスター政策の理論的基礎

近年における各国、あるいは地方自治体の産業クラスター政策の理論的基礎として最も頻繁に取り上げられるのは、国の競争優位の分析をおこなったポーター（Porter, M. E.）の枠組であることに異論は無いであろう。ポーターによれば、産業クラスターとは「特定分野における関連企業、専門性の高い供給業者、サービス提供者、関連業界に属する企業、関連機関（大学、規格団体、業界団体など）が地理的に集中し、競争しつつ同時に協力している状態」³⁾である。産業クラスターを構成する要素は、図表1に示すとおり、①競争環境 ②投資資源条件 ③関連産業・支援産業 ④需要条件の4つであり、これら要素の相互作用より、立地競争優位性がもたらされる。

3) Porter, M. E., *On Competition*, Harvard Business School Press, 1998, pp. 197-98. 竹内弘高訳『競争戦略論Ⅱ』ダイヤモンド社、1999年、67頁。

図表1 産業クラスターを構成する要素とその関係（ダイヤモンド・モデル）



出所：Porter, M. E., *On Competition*, Harvard Business School Press, 1998, p. 325.
 竹内弘高訳『競争戦略論Ⅱ』ダイヤモンド社、1999年、83頁。

産業クラスターがもたらす効果は、第一に、産業クラスターを構成する企業や産業の生産性の向上。第二に、企業のイノベーション能力や産業内でのイノベーションの促進。第三にイノベーションの誘発、および、それによる産業クラスター自体の拡大を促す新規事業の発生、に集約される⁴⁾。

「集積」による効果の存在は既に古くから指摘されてきた。ウェーバー (Weber, A.) の「工業立地論」では輸送費用の節約を中心とした分析がなされ⁵⁾、マーシャル (Marshall, A.) は、「外部経済」という概念をもとにして、特定産業の地理的集中がもたらす経済的効果を説明した⁶⁾。クルーゲマン

4) *Ibid.*, p. 213, 訳書86頁。

5) Weber, A., *Über den Standort der Industrien, Reine Theorie des Standorts*, Tübingen, Verlag von J. C. B. Mohr, 1922. 篠原泰三訳『工業立地論』大明堂、1986年。

6) Marshall, A., *Principle of Economics*, 8th ed., Macmillan, 1920. 永沢越郎訳『経済学原理』

(Krugman, P.) は、マーシャルの「外部経済」の概念をさらに具体的に示し、①特殊技能をもつ労働市場の形成、②地域産業に特化した中間投入材とサービスの入手可能性の向上、③情報伝達が容易になることからもたらされる技術の波及、を産業の地理的集中が起こる要因とした⁷⁾。

ピオリとセーブル (Piore, M. and Sabel, C.) の分析は、近年の産業集積論の活発化の契機となった。これは多面的な国際比較分析を通じて「大量生産体制」の危機と限界を指摘し、「柔軟な専門化 (flexible specialization)」に特徴付けられる「クラフト的生産体制」への回帰のうちに、経済社会の成長と繁栄の可能性を見出すものであった。ここで「クラフト的生産体制」とは、イタリア中央部あるいは北西部の製造業に典型的に見られるような、技術的に精妙であり、かつ高度に柔軟なネットワークに基づいた中小企業を中心とする生産体制を意味する。「大量生産体制」と「クラフト的生産体制」の相違を示す「柔軟な専門化」は、①生産要素の再配置によって生産過程を絶えず変化させるという柔軟性と専門化の結合、②多くの場合は、明文化されていないコミュニティという境界線による参加者制限、③イノベーションを推進する競争の奨励、④継続的なイノベーションを阻害し、要素費用の引き下げにしつながらない競争の制限、という4つのミクロ経済的調整機構によって支えられる⁸⁾。

こうして、近年の産業集積の態様は、中小企業論はもとより、経営組織論や戦略論、ネットワーク論やイノベーション論、ベンチャー・ビジネス論、

第二冊分』岩波ブックセンター信山社、1985年。

- 7) Krugman, P., *Geography and Trade*, Leuven, Belgium and Cambridge, Mass., Leuven University Press and The MIT Press, 1991, pp. 36-54. 北村行伸・高橋 亘・妹尾美起訳『脱「国境」の経済学：産業立地と貿易の新理論』、東洋経済新報社、1994年、49-68頁。
- 8) Piore, M., Sabel, C., *The Second Industrial Divide*, Basic Books, 1984, pp. 16-17, pp. 268-272. 山之内靖・永易浩一・石田あつみ訳『第二の産業分水嶺』筑摩書房、1993年、23頁および343-47頁。

なお、産業集積の研究経緯については、以下で要約されている。

橋川武郎「産業集積研究の未来」伊丹敬之・橋川 武郎・松島 茂編著『産業集積の本質 柔軟な分業・集積の条件』有斐閣、1998、301-16頁。

知識創造論、あるいは空間経済学や経済地理学、法学、工学といった諸科学領域においても活発に議論されることとなった⁹⁾。

他方、政策面では、地域コミュニティーの担い手として、地域経済の発展を支えてきた中小企業の再評価と、その活力の利用を通じた国・地方や私企業の競争力の強化、従来の産業集積を中心とした産業政策の見直しが迫られた。こうした中、ポーターによる産業クラスター論、および第三のイタリアやアメリカのシリコンバレーに代表される競争力ある地域の事例は¹⁰⁾、地域の競争優位を獲得する上で必要な要素を説明する、一つのモデルとしての評価を得るに至った。

III 「地域生産システム」とは何か

1. 定 義

一般に、「地域生産システム」とは、主に小規模な都市を中心として、特定製品の生産に特化した中小製造業が集中立地している状態である¹¹⁾。しかしながら、以下でみるように、政策的には、当該集積内における、共通目的や連携関係が要件として示されている。

1990年代後半から「地域生産システム」の振興をおこなった「国土整備開発局（DATAR : délégation à l'aménagement du territoire et à l'action régionale）」では、次のように「地域生産システム」を定義し、以下①～③の項目を「地域生産システム」の基本的特徴として挙げている。

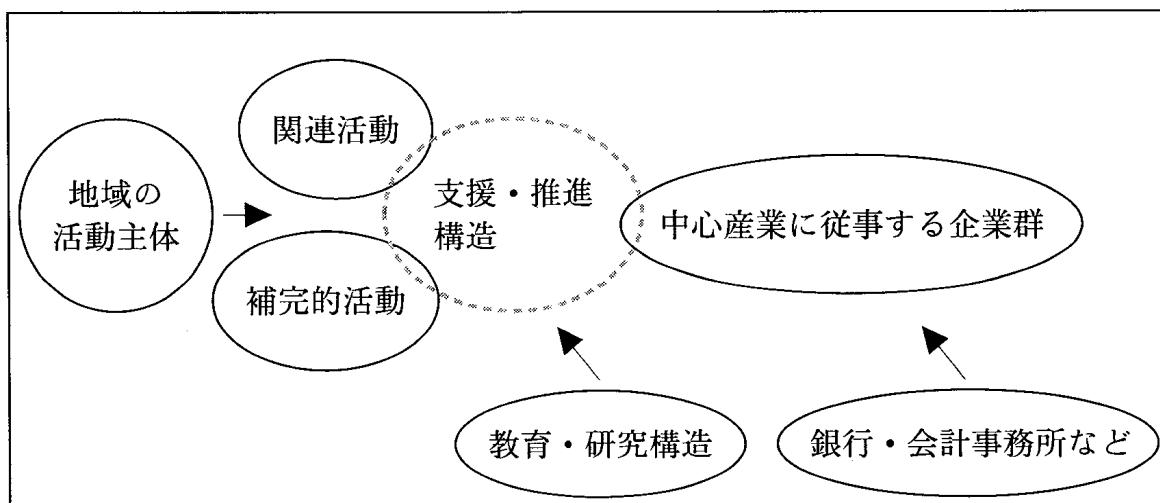
-
- 9) クラスターに関わる諸学問領域については、以下で整理されている。金井一頼「クラスター理論の検討と再構成——経営学の視点から」石倉洋子・藤田昌久・前田昇・・金井一頼・・山崎朗著『日本の産業クラスター戦略 地域における競争優位の確立』有斐閣、2003年、43-73頁。
 - 10) これらについては、以下を参照されたい。岡本義行『イタリアの中小企業戦略』三田出版会、1994年。小川秀樹『イタリアの中小企業：独創と多様性のネットワーク』日本貿易振興会、1998年。Saxenian, A. *Regional Advantage: Culture and Competition in Silicon Valley and Route 128*, Harvard University Press, 1994. 大前研一訳『現代の二都物語：なぜシリコンバレーは復活し、ボストン・ルート128は沈んだか』講談社、1995年。
 - 11) DATAR, *Reseaux d'Entreprises et Territoires – Regards sur les Systemes Productifs Locaux*, La Documentation Française, 2001, p. 44.

「『地域生産システム』は多面的性格をもつが、次の定義については、研究者や地域の活動主体の見解が一致している。すなわち、それは、一般に、雇用の減少に対処するための特定地域における特殊な生産組織である。この生産組織は、生産過程において分業を行う同一業種、もしくは補完的活動に従事する主体（製造・サービス業、研究所、教育機関、技術移転機関、イノベーション推進機関など）によって構成される相互依存的ネットワークとしての機能を有するものである」¹²⁾。

- ①製造業、特に小規模生産者が地理的に集中していること。
- ②特定の生産過程、あるいは特定製品の生産に特化していること。
- ③生産手段・生産用具・ノウハウの共有について中小企業間の協力的活動がみられること。

以上の内容における重要な要素は、「信頼 (confiance)」、「協力 (coopération)」、「コミュニケーション (communication)」、「創造性 (créativité)」の 4 つである¹³⁾。

図表 2 「国土整備開発局」による「地域生産システム」の概念図



出所：DATAR, *Les Systèmes Productifs Locaux*, La Documentation Française, 2002, p. 5.

12) DATAR, *Les Systèmes Productifs Locaux*, La Documentation Française, 2002, p. 5.

13) *Ibid.*, p. 7. および、http://www.ebst.dk/file/4239/cluster_pommier_slides.pdf (アクセス日2007年3月20日)

2. 歴史的背景

フランスにおける「地域生産システム」の起源については明確ではないが、特定地域における専門化した中小企業の集積は、既に19世紀には隆盛を極めていた。たとえば、ノルマンディー地方（Normandie）における布地、リヨン（Lyon）における絹織物が代表であり、その他にも金物、刃物、釘、時計など特定産業や加工部門に特化した集積がみられた。

しかしながら、1945年から1973年までの高度経済成長、すなわち、フランスで「黄金の30年（trente glorieuse）」と呼ばれる期間に、「地域生産システム」の多くは消滅した。この理由としては、第一に、「計画経済」、「混合経済」と呼ばれる産業政策のなかで巨大企業の国有化と巨大企業グループの形成が強力に推し進められ、中小企業の経営基盤と存在意義について充分な配慮がなされなかったこと。第二に、ティラー主義的大量生産体制の普及に伴って、地域に根ざした柔軟な分業構造や、多様性を特徴とする職人依存的な生産過程が崩壊したことがあげられる。たとえば、家電・電気産業におけるセブ社（SEB）やムリネクス社（Moulinex）、ルロイ・ソメール社（Leroy-Somer）といった国際的グループの形成は、ブルターニュ地域圏（Bretagne）やフランス北西部における低廉な労働力を求めた企業の立地行動を招き、世界市場を視野に入れた製品のシリーズ化戦略のもとに、小規模生産者の存在意義と立地条件を大きく変容させた¹⁴⁾。

その後、1980年代には、企業、教育・研究機関から構成される地域シナジーの発揮を目指したテクノ・ポリス構想に伴って、地域における企業間連携の必要性が認識されるようになったが、ニース（Nice）におけるソフィア・アンティ・ポリス（Sophia Antipolis）の成功事例を除き、多くの場合は、地域内の重複活動の調整や参加主体による自発的活動を克己するまでには至らなかった¹⁵⁾。

14) DATAR, 2001, *op.cit.*, pp. 44-45.

15) Nicolas, J., Daniel D., *Les Pôles de Compétitivité: Le Modèle Française*, La Documentation Française, 2005, p. 57.

3. 政策推進の契機

1990年代に入ると、「フランス国土整備開発局」は、「地域生産システム」の振興を通じた地域経済・社会の発展を目指すようになった。その背景としては、第一に、EU 統合、加盟国の拡大に伴って経営のグローバル化が一層進展したことがあげられる。東欧諸国やアジアにおける低廉な労働力に支えられた商品・サービスの流入、近隣先進国との直接・間接的な競争の激化によって、既存企業のイノベーション能力の向上は不可避なものとなり、各地方都市においては、フランス国内における地位の向上という当初の目的を離れ、国際都市としての競争力を強化することが急務の課題となった。こうした流れと平行して、地域格差の是正を目的とした国土開発理念は、地域の属性と自主性を重視したものへと変化し、1980年代以降は、地方分権に関わる法律が次々と成立した。

第二に、国内の雇用・失業問題があげられる。フランスは、長らく、厳格な解雇規制制度、手厚い社会保障制度の存在といった構造的問題を抱え、第一次石油危機以降の失業率は、景気が回復期においても回復しないか、あるいは、むしろ上昇を続けるという状況にあった。こうした中で、雇用吸収の受け皿としての地域中小企業の役割が注目され、中小企業の活性化と経営基盤の強化を図る何らかの政策が求められた。

第三に、1990年代より産業集積に関する議論が活発化してきたことが上げられる。特に、フランスと同じく、中世から続く手工業の歴史を持ち、欧州諸国の中でも特に小規模企業の企業割合が高い近隣国、イタリアが1980年代に奇跡ともいわれる経済回復をみせ、そこにおける中小企業のネットワークが、一つの経済発展モデルとして高く評価されたことは、フランス国内に存在する「地域生産システム」を再評価する契機となるに充分であった。イタリアでは、限られた地理的範囲の中に、企業、教育機関、第三セクター、開発サービス関連業者、業界団体、コーディネーターなどが立地し、研究開発からアフター・サービスに至る一連の生産過程が、「地域の発展」という目的のもとに編成されている。各集積は多くの場合、国際競争力をもつ固有の

ノウハウやブランドを有し、高度なイノベーション能力と環境変化への柔軟性を備えていると評された。

以上の環境のもと、フランス政府は、特にイタリア型産業集積の適用・導入の可否を検討するため、国内外の産業集積の調査を開始した¹⁶⁾。

IV 「地域生産システム」の内容

1. 選定過程と基準

1995年から1997年にかけて、「フランス計画総庁 (commissariat général du plan)」および「国土整備開発局」は、フランス国内外における産業の地理的集中や過疎化の状況を調査した。この結果、比較的限られた地理的範囲内において特定分野の活動に特化している200余りの中小企業集積が確認された。

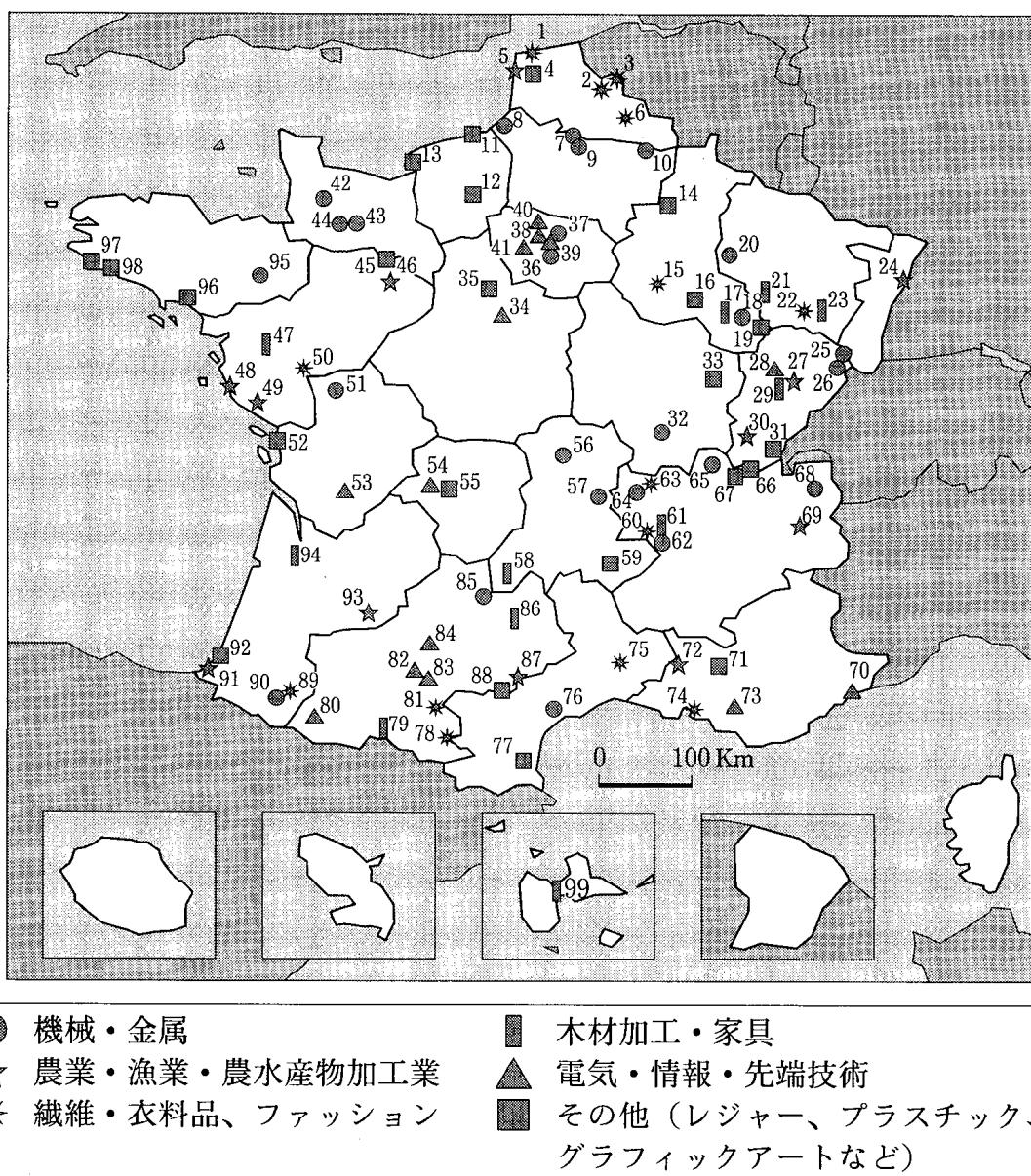
以上の結果を受け、「国土整備開発局」は、1998年11月に、公募 (appel à projets) に基づいて、潜在能力の高い60の集積を「地域生産システム」として認定し、その振興・発展のために「地域整備開発国家基金 (FNADT : fonds national pour l'aménagement et le développement du territoire)」の予算210万ユーロを充当することを決定した。1999年11月には、新たに150万ユーロの追加予算をともなう36の認定をおこない、最終的にはフランス全土で計99の集積が「地域生産システム」として公式に認められた。

この認証過程には、国土整備・環境省を中心とする、産業、中小企業・手工業、農業・漁業、雇用・連帯各省庁の代表者などが関わり、以下4つの要素が重視された。

- ①関連する企業数、および今後の発展の可能性。
- ②地域内に存在するパートナーシップの特性、および企業間協力の特徴。
- ③地域内の構造が生み出す外部への影響（新しい連携体制、経済的主導性を發揮するのに好ましい環境条件、他の企業や産業への波及効果など）。

16) DATAR, 2002, *op.cit.*, p. 8.

図表3 「地域生産システム」の地理的分布



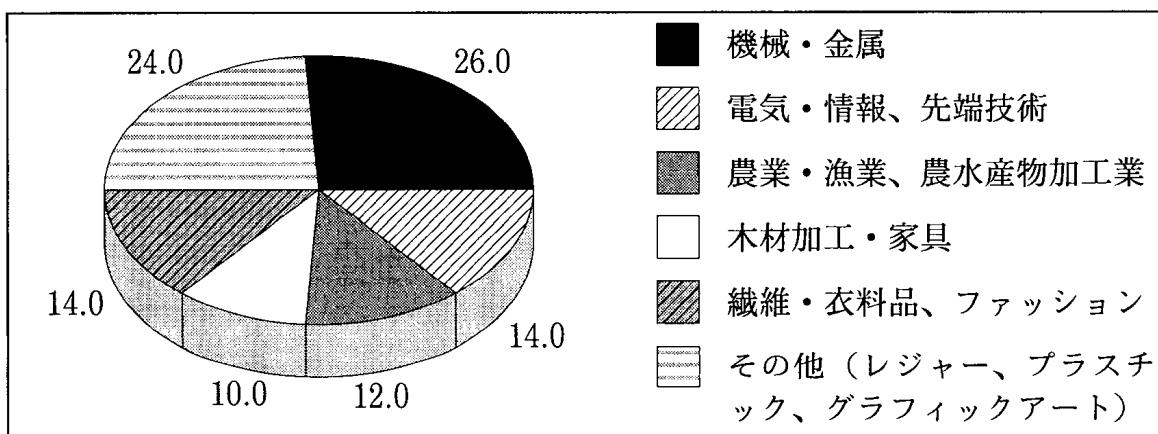
出所：DATAR, *Les Systèmes Productifs Locaux*, La Documentation Française, 2002, p. 24.

④生産性や雇用拡大に与える影響¹⁷⁾。

図表3は、「国土整備開発局」によって「地域生産システム」として認証された集積の地理的分布を指し、図表4は、その産業分野別構成割合を示し

17) DATAR, 2002, *op.cit.*, pp. 8-10, Nicolas, J., Daniel D., *op.cit.*, pp. 57-60.

図表4 「地域生産システム」の産業分野別構成割合



出所：DATAR, *Les Systèmes Productifs Locaux*, La Documentation Française, 2002, p. 14.

ている。

地域圏（région）別に見れば、ミディ＝ピレネー（Midi-Pyrénées）の11ヶ所を筆頭に、ローヌ＝アルプ（Rhône-Alpes）の9、フランシュ＝コンテ（Franche-Comté）の7の順で多い。産業分野別では、機械・金属が多いが、海産物、チーズ、菓子といった食料品分野、眼鏡、刺繡、陶磁器、籐細工、香水などの手工業的分野、あるいは第三次産業に含まれるスポーツ・レジャ一分野や、光学機器やプラズマ・レーザーといったハイテク分野もみられる。

2. 「地域生産システム」の類型

「国土整備開発局」によって認証された「地域生産システム」は、次の4つの類型に大別される。

①イタリアの産業集積型（Les SPL de type “district industriel italien”）

これは、手工業的性格や伝統的ノウハウを持つ中小企業が、何らかの共通目的のもとに結びついた集積であり、その多くは、血縁関係や文化、あるいは、地域の人間関係やコミュニティーを基礎としている。古くから、フランスにおいて産業集積とみなされてきたものが多く含むが、域内の連携活動については、「国土整備開発局」の公募を契機として開始されたものもある。

たとえば、7世紀から刃物製造で知られてきたピュイ＝ド＝ドーム県 (Puy-de-Dôme) のティエール (Thiers) では、3000人の雇用者を抱える260社がPR活動やインターネット・サイトの開設面で連携活動を行っているが、この契機となったのは「国土整備開発局」の計画公募に基づいた「商工会議所 (chambre de commerce)」や「手工業会議所 (chambre de métiers)」、および「産業・研究・環境地方局 (DRIRE : direction régionale de l'industrie, de la recherche et de l'environnement)」の働きかけであった。

②技術主導型 (Les SPL technologique)

これは、典型的にパリ (Paris)、トゥルーズ (Toulouse)、グルノーブル (Grenoble) といった都市圏にみられる「地域生産システム」である。特定分野に特化した企業が、限定された地域に集中立地しているという点では、先の「イタリアの産業集積型」と同じである。しかしながら、技術主導型「地域生産システム」の特徴は、「超ハイテクノロジー (saut technologie)」分野に特化していることである。換言すれば、地域的、あるいは伝統的なノウハウとは関係が薄く、構成主体間の情報交換の態様も、地域社会の歴史や血縁関係と無縁であることが多い。

③発注大企業の受注対応型 (Les SPL gravitant autour d'une ou plusieurs grandes entreprises《donneurs d'ordre》)

これは、大企業の外部化戦略に伴って発展した「地域生産システム」である。典型的な例として、プジョー社 (Peugeot) の周辺に、多くの機能部品供給業者 (fournisseurs) が集積しているモンベリヤル (Montbéliard) の例が上げられる。形態的には我国の「企業城下町型集積」に類似しているが、大発注企業の交渉力への対応策として部品メーカーが共同する例が見られる。たとえば、サン・ナゼール (Saint-Nazaire) では、①協同関係の強化、②市場予測能力の向上、③情報の共有、という目的のもとに、50社程度の部品中小メーカーが連携している。ここでは、メンバーである各部品メーカーの特

定発注大企業への依存率を30%以下に抑えることを目的としている。

④発生型（Les SPL《émergents》）

これは域内の連携関係をまだ築いていないが、地域的な共同戦略を策定し、地域内での競争制限や、公的機関との連携を積極的に進める計画を有する、いわば発展途上にある「地域生産システム」である¹⁸⁾。

3. 「地域生産システム」に期待される効果

経済のグローバル化が進展する中で、中小企業が求められる主な能力は、①イノベーション能力、②品質保障能力、③迅速な製品開発能力、④製品差別化能力である。「地域生産システム」は、これら能力の蓄積・向上に貢献するとともに、以下の効果をもたらすと期待される。

- 企業間の分業の促進。
- 企業間関係、および研究・教育機関と産業部門の連携によってもたらされるシナジー効果の増幅。
- 人的資源、その他の生産要素の効率的活用。
- イノベーション、および共同研究・調査などの促進。
- 新たな市場機会の提供¹⁹⁾。

4. 「地域生産システム」における連携・共同形態

「地域生産システム」の連携・共同形態には、多くが存在するが、典型的にみられるのは、以下のケースである。

・生産設備および資材調達面での連携

これは地域の中小企業が、大企業のもつ競争優位性、すなわち「規模の経済性」の享受を目的として、設備・原材料・ソフトウェアなどの共同購入や、

18) DATAR, 2002, *op.cit.*, pp. 13-17.

19) DATAR, 2002, *op.cit.*, pp. 30.

共同市場調査などを行うケースである。

・専門的人材の確保・従業員教育面での連携

これは、必要となる人材の確保や教育のために、域内の中小企業や多様な支援主体が連携するケースである。品質向上、環境対策、食品の安全性の確保といった現代的課題に対処する為には、科学的知識、あるいは技術的知識に精通する人材の確保が不可欠である。しかしながら、こうした専門的人材の確保や教育には、相応の財務的手段が必要になることが多い。たとえば、油圧機器および機械の生産で知られるソンム県（Somme）アルベルト（Albert）の集積では、地域で必要となる専門性の高い人材を確保するために、域内企業が中心となって、1999年に職業訓練所が設立された。

・商業面および販売促進面における連携

これは、他社照会のリスト作成、共通ロゴ、共同ウェブ・サイトの開設、展示会での共同出展といった比較的緩やかな連携活動から、共通商標の使用といった革新的な活動までを含む。

たとえば、オート＝マルヌ県（Haute-Marne）では、特産品の木工製品を生産する60社程度の手工業者が、製品品質の向上を目的として共同活動を開始し、その後この活動が、共通ラベル・商標の作成・利用へつながった。また、食品加工で知られるヴァンデ県（Vendée）のラ・ロシュ・シュル・ヨン（La Roche-sur-Yon）の集積では、共同基金を設けて、手工業者から大規模販売業者までを含む70社が、共通の品質保証ラベルの使用を推進している。

・製品イノベーションと技術移転における連携

これは、特殊技術の企業移転や実用化の課題に際して、域内の研究・教育機関と中小企業が連携するケースである。たとえば、ロワレ県（Loiret）オルレアン（Orlean）にある「プラズマ・レーザー技術センター（le Centre de

Ressources Technologique Plasma Laser : CRT PL)」は、切断レーザーやX線の新光源に関するノウハウの技術移転と企業間共有を目的として設立されたものである。当該センターの設立にあたっては、「国立工業化研究所(ANVER : agence nationale de valorisation de la recherche)」や「地方研究技術官(DRRAT : direction regionale de l'industrie, de la recherche et de l'environnement)」との連携が図られた。また、水産加工品の生産で知られる、パ＝ド＝カレ県(Pas-de-Calais)のブローニュ・シュール・メール(Boulogne-sur-Mer)では、水産加工品の価格維持、共通商標の作成、トレーサビリティや品質、規格化などの各テーマへの取組みに際して、同業者組合と域内の研究機関が緊密な連携関係を保っているケースがみられる。

• 雇用管理面での連携

ノウハウと専門性は、企業の競争力を決定する二大要素であり、市場の変化にともなって従業員教育の必要性は高まる。しかし、その一方で、企業は雇用の柔軟性をも確保しておく必要がある。この状況に対処する為に、域内の企業や多様な活動主体が連携するケースがみられる。

ロワール県(Loire)内ロアンヌ(Roanne)の「雇用協会(GEM : l'association groupement pour l'emploi)」は、24社の繊維産業に従事する企業が相互利用する組織である。協会には42人の労働者が登録されており、平均して労働時間の4分の1が職業教育にあてられている。登録した労働者は、複数の資格を有し、域内の複数企業を跨いで異なるポストに就いている。

こうしたグループ雇用の形態は、地域の中小企業にとって、臨時的、しかし定期的に必要となる有資格者の雇用を確実にするものであり、さらに、労働者のモラル向上や効率的な労務管理を保障するものである。他方で、労働者としては、こうした雇用形態を利用することで、雇用契約上の安定性や、勤務場所の選択余地の拡大といったメリットを享受可能となる。

・受注面における連携

今やユニット化やモジュール化といった発注方式は、自動車、航空宇宙、造船、医薬品製造といった多くの産業領域に拡大している。こうした発注企業による新たな管理方式の導入に際し、中小企業群が、受注グループを形成し、さらに、時として法人を共同設立して対応するケースがみられる。

たとえば、テリトワール＝ド＝ベルフォール県 (Territoire de Belfort) ベルフォール (Belfort) にあるメカテム社 (Mécatem) は、ロボットなどの特殊機械の設計から生産に至る一連の生産過程の仕事を一括受注するために、30社あまりの関連企業が連携して設立された法人である。メカテム社は、各参加企業が単独では担えない契約の責任主体となっているほか、研究員やエンジニアを擁し、地域のノウハウの集約や市場調査を行っている²⁰⁾。

5. 「地域生産システム」の構成・推進主体

「地域生産システム」の構成・推進主体は、以下の5つである。

①企業：中心的主体

「地域生産システム」の振興・推進には、多様な公的あるいは半公的アクターが関わるが、何よりもまず、関連する地域の中小企業・中小工業が直接的かつ積極的に参加しなくてはならない。

「地域生産システム」を構成する企業数・企業規模は、ケースごとに異なるが、一般には、10社～20社といった比較的少数の企業が信頼や相互補完性のもとに結合することが多い。さらに、たとえば、新規市場の調査や従業員教育、研究会などの為に、一定の期限をもってグループが形成されることもある。

②公的機関：計画策定主体

図表5、6にみられるように、「地域生産システム」の計画策定の側面で

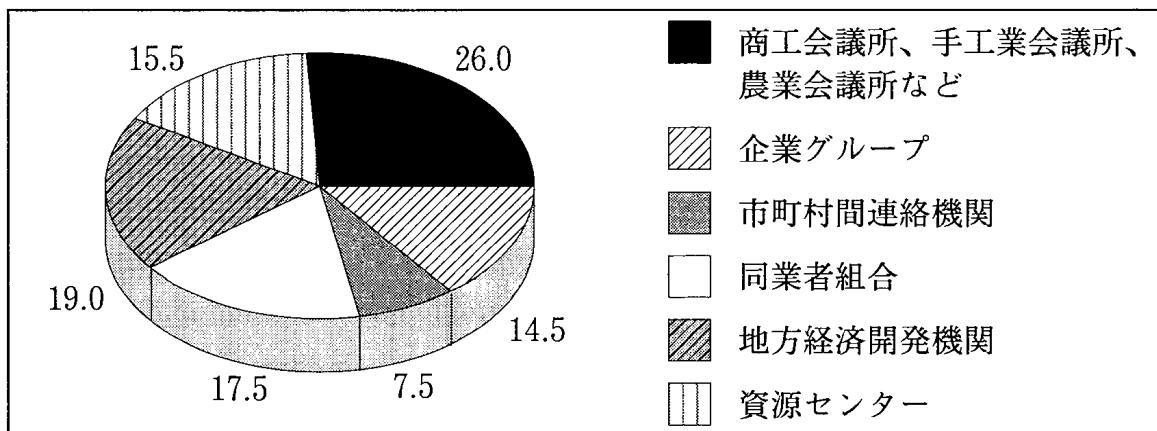
20) DATAR, 2002, *op.cit.*, pp. 31-36.

図表5 「地域生産システム」の主な計画策定主体

1. 公的会議所：商工会議所、手工業会議所、農業会議所、会議所間連絡会。
2. 企業団体：企業組合、企業団体。
3. 職種別団体：同業者組合・連合、産業別同業者組合、同業組合における職人組合、生産者組合、協業組合。
4. 技術センター：ハイテク工業団地、技術センター、「地域イノベーションおよび技術移転センター(CRITI)」。
5. 経済開発関連機関：地域経済開発局、地域開発委員会、地域開発事務所。
6. 市町村間関係関連機関：混合連合、市町村共同体、都市共同体、国内における市町村間に関わる機関。

出所：DATAR, *Les Systèmes Productifs Locaux*, La Documentation Française, 2002, p. 20.

図表6 「国土整備開発局」に認定された「地域生産システム」の計画策定主体の内訳



出所：DATAR, *Les Systèmes Productifs Locaux*, La Documentation Française, 2002, p. 19.

は、地域経済開発局や市町村連合、地方自治体や各種行政機関といった公的機関が重要な役割を果たしている。

しかしながら、経験的にみれば、むしろ企業の参加と関与を拡大することが重要である。このため、地域によっては、公的機関の業務を、次第に民間機関に移転している例がある。

③教育機関と知的集団 (matière grise)：発展戦略推進上の主体

「地域生産システム」の発展には、新技術の導入、新原料の採用はもとより、製品やデザイン、生産組織面での継続的革新が不可欠である。このため、イノベーション・センターや研究機関、工業化技術センター、高等専門学校、大学といった地域の知的集団の協力が不可欠となる。これら諸機関の隣接は、科学領域の知的資源の応用、技術移転、効率的な従業員教育などを可能にする。

④地域圏 (région)：支援上の主体

地方議会の役割は、特に財源確保面で重要であるが、中には、これらが、より積極的に「地域生産システム」の支援に関与しているケースもみられる。たとえば、ミディ＝ピレネー地域圏 (Midi-Pyrénées) では、経済評議会や社会評議会が「地域生産システム」の発掘と支援活動に参画している。このように、地方議会は、地方分権に伴って必要とされる地域サービスの拡充の中で、「地域生産システム」の政策評価だけでなく、方針の立案・策定にも関与するようになっている。

⑤国：政策的支援主体

国は「地域生産システム」の支援政策を決定する。支援政策は、国や地方自治体、専門家、大学関係者、「地域生産システム」の代表者から構成される運営委員会と連絡関係にある「全国地域生産システム評議会 (Commission Nationale SPL)」で決定する。当評議会は、「国土整備開発局」の代表者、および関連各省の大蔵から成り、たとえば、「地域生産システム」の国際連携プログラムの策定や、従業員教育の支援、財源確保の側面で重要な役割を果たす²¹⁾。

21) DATAR, 2002, *op.cit.*, pp. 18-23.

6. 「地域生産システム」の財源

「地域生産システム」は、一般に以下の費用を伴う。

- 一立ち上げ期間：研究、会合、施設整備に関わる費用、計画に関わる人材の雇用費用。
- 一計画の遂行期間：組織運営、教育、基本的サービスに関わる費用、および共同機関の運営・評価に関わる費用。

求められる資金量は、各ケースによって異なるが、一般に、新規立ち上げの場合には、支援体制の確立、事前調査の為に、45000～75000ユーロ、既存の「地域生産システム」では、平均して、15000～30000ユーロ程度が初期段階に必要となる。これら資金を地域の中小企業者のみで用意することは、実質的に不可能であり、計画が斬新であればあるほど、多くの資金が必要となることから、公的・あるいは民間のパートナーによる支援は不可欠である。地域や企業が「地域生産システム」の推進に際して利用可能な制度としては、以下が存在する。

- 社会一経済的資金：企業、職種別組合、各種会議所の協力によるもの。
- 公的資金：
 - ① 「国立国土整備開発基金 (FNADT)」。
 - ② 「国家地方計画契約 (contrat de plan état-région)」に基づいて地域圏に配分される資金。
 - ③ 「地域産業・研究・環境局 (DRIRE : directions régionales de l'industrie de la recherche et de l'environnement)」や「地方労働雇用・職業訓練局 (DRTEFP : directions régionales et départementales du travail, de l'emploi et de la formation professionnelle)」によって提供される産業部門別の集団的活動への助成金。
 - ④ 地方経済開発資金。
- 欧州の公的財源：
 - ① 「地域開発欧州基金 (FEDER : fonds européen de développement régionale)」。

図表7 「地域生産システム」に対する「国土整備開発局」以外の資金提供主体
(2000年末の予算計画による。サンプル数=40)

| 資金提供主体 | 関連する「地域生産システム」数 |
|---|-----------------|
| 欧州 | 12 |
| 国（「国土整備地方開発局」以外） | 14 |
| 地域圏（region） | 2 |
| 県（departement） | 13 |
| 市町村および市町村連合 | 8 |
| 商工会議所・手工業会議所 ・農業会議所（chambre consulaires） | 10 |
| その他の公的機関など | 4 |

出所：DATAR, *Les Systèmes Productifs Locaux*, La Documentation Française, 2002, p. 42.

②「欧州社会基金（fonds social européen）」。

「国土整備地方開発局」が行った調査によれば、認定された「地域生産システム」において、立ち上げ1～2年後における公的資金の割合は6割程度であった。図表7は、「国土整備地方開発局」による資金（「地域整備開発国家基金」）以外にも、多様な公的資金が活用されていることを示している²²⁾。

V 「地域生産システム」の事例

事例1：衣料品製造中小企業による自発的活動事例

リール（Lille）の北西にあるルーベ（Roubaix）には、一世紀以上前から衣料品生産に特化した企業集積がある。しかしながら、1990年代には、販売不振から工場閉鎖が相次いだ。そこで、1991年に既製服の生産に従事する7社が、通信販売をはじめとして、外部市場開拓の為に共同することを決定し、第一段階として、一社単独では行えない、コンピュータなどの資材購入を始

22) DATAR, 2002, *op.cit.*, pp. 40-42.

めた。

その後、この組織は40社ほどの中小企業を組織化するに至った。ここでは、原材料の購入、生産および試作品の組立、品質向上活動、従業員教育、戦略の策定、各メディア媒体を通じたPRなどにおいて共同活動が行われた。この結果、参加企業の対外的評判は高まり、1995年から2001年における雇用成長率は100%となった。

事例2：地方行政機関の発案による事例

オルヌ県(Orne)にあるタンシュブレー(Tinchebray)は、ガロ-ロマン時代に起源をもつ金物の生産で知られていた。近年、グローバル化の進展に伴う競争激化の中で産地は減退をみせたが、その後、域内の11社が共同関係を構築することにより、フランス国内のガーデニング用品市場では80%、建築用金物では25%の生産高を誇る集積として再生を果たした。

当初、企業間のライバル意識は強く、協力関係は希薄であったが、地方議会が、域内企業に対して、エンジニア・専門家・経営資源の共同利用を働きかけた事によって共同活動が始まった。市町村間連合によって運営される12の公的施設、138の町村、11人の県議員(conseillers généraux)を巻き込んで作成された計画のもとでは、共通商標の使用や共通品質基準の作成、機械設備の共同購入、ISO 9001獲得のための共同活動、輸送費節約のための共同活動などが行われた。

事例3：地域開発機関の発案による事例

機械設備、リフトといった機械金属の生産に特化してきたソンム県(Somme)アルベルト(Albert)の集積は、1990年代より、企業の資金不足やイノベーションの欠如といった問題を抱えていた。そこで、域内の15社は、「地域産業・研究・環境局」や商工会議所の支援を得て、1993年に、「アルベルト油圧機器ポール(PHMA: pole hydraulique et mécanique d'Albert)」を設立した。

その後、26社に拡大した参加企業は、半年ごとに外部関係者との情報交換会を開催するとともに、環境や生産、共同購買などのテーマにつき勉強会を開くに至った。共同活動の成果としては、共通ロゴマークの使用や ISO 14001 獲得に必要なエンジニアの共同雇用体制の確立、技能教育施設の設置などがある。

事例 4：地域内での雇用・教育システムの構築事例

ロワール県（Loire）に位置するロアンヌ（Roanne）には、フランスにおける繊維産業の雇用の 5 %が集中し、約5000人の労働者が従事している。ロアンヌの繊維業は、14世紀に絹織物で知られるリヨンの生産者が生産の外部化を始めたことに端を発し、その後は特に、綿織物や絹織物のニット製品、プル・オーバーの生産に特化するようになった。

域内企業は、生産・雇用面で柔軟性を確保しつつ、能力の高い人材を確保する必要に迫られたことから、共同利用可能な労働者グループを組織化し、職業教育を行うことにした。この雇用・教育モデルは、労使双方にメリットがあるとの評価を受け、近隣の繊維産業集積にも拡大した。

事例 5：手工業者による共同事例

工業化が遅れていたが、稀少な天然資源をもつ大西洋沿岸のアキテーヌ地域圏（Aquitaine）は、1960年代より欧州におけるサーフィンのメッカとして発展した。

しかしながら、サーフィン、スノーボード、フリーライディング用衣料や用品で世界的に知られるキックシルバー社（Quicksilver）やオクスピウ社（Oxbow）に代表される大規模企業グループは、自社製品の生産・販売を重視したため、地域企業との関係は希薄であった。このため、生産設備に乏しく、サーフボードの生産に特化せざるを得なかった数社の手工業者は、手工業会議所（chambre de metier）の働きかけによって、共同市場調査および共同販売促進活動を目的とする組織を設立した。その後、メンバーの範囲は、

サーフィン関連用品の生産者や販売者はもとより、バスク地方（Basque）の研修・保養施設の組合、シルク・スクリーン技術を有する下請企業にまで拡大し、共同購買・在庫管理、新しい生産システムの導入に際するノウハウと手段の共有を目指した活動が行われるようになった。

事例 6：地方自治体と中小企業の共同事例

1970年代にガルダンヌ（Gardanne）の石炭業の衰退に対応すべく、フランス政府はブーシュ＝デュ＝ローヌ県（Bouches-du-Rhône）、エクス＝アン＝プロヴァンス（Aix-en-Provence）近郊のルセ（Rousset）への企業誘致を進めた。この政策によって、1980年代には、電子部品やマイクロ・エレクトロニクスの生産に特化した集積が形成された。

しかしながら、1990年の初頭に域内の2大企業が経営危機に陥ったため、1993年に、地方自治体と域内中小企業が中心となり、「シリコン／マイクロ・エレクトロニクス研究所（CREMSI : centre regionale d'étude de micro-electronique sur silicium」を設立した。当該研究所の活動には、20数社の中、小企業、4大企業グループ、大学、グランゼコール、研究機関が参加し、共同マーケティングに関する研究プログラムなどが進められた。その後、この活動は、地方自治体と企業経営者のパートナーシップの強化を目的とした機関の設立へと繋がり、結果として、ブーシュ＝デュ＝ローヌ県は、2001年末のマイクロ・エレクトロニクス生産においてフランス国内の10%を占めるに至った。

事例 7：環境対策での共同事例

カンタル県（Cantal）のオーリヤック（Aurillac）では、主要産業である木材加工産業に域内労働者の約3分の1が従事していた。大多数の企業は、家具の生産に特化していたため、集積内では、個別企業の専門性が重視され、生産から販売に至るバリュー・チェーン全体からみた効率性は軽視されがちであった。

しかしながら、地域のPR、および木材リサイクルの促進を目的とする組合が働きかけしたことによって、少数の企業が木材乾燥機の共同利用を開始した。木屑の回収やエネルギー源としての有効活用に対する地域企業や地方議員の関心は高く、たとえば、公的建造物に木材焼却ボイラーを設置する計画など、長期的・地域的な視野に立脚した共同活動が進められるようになった。これは、参加企業に、在庫、木屑の輸送、廃棄に関する費用の節約、最終廃棄物に関する法律への対応力強化というメリットをもたらした²³⁾。

VI 「地域生産システム」の拡大における課題

以上、「国土整備地方開発局」を中心となって進められた「地域生産システム」の振興政策の内容を考察した。最後に、「地域生産システム」の振興における課題として、フランス政府や研究者が指摘する幾つかの項目から、特に重要と思われる部分を抽出しておく。これらは政策・制度的課題と社会・文化的課題に大別されよう。

政策・制度的課題

第一に、資金調達上の問題があげられる。既に述べたように、「地域生産システム」の立ち上げ・運営には様々な局面において相応の資金が必要となる。しかしながら、国や銀行は、まだこうした共同活動に対応する経験が浅い。

企業による一つの対応策は「地域生産システム」の中核となる組織の法人化であるが、一般に、銀行を中心とするフランスの金融機関は、融資実績の履歴や大半の株主による保証を求めるため、資金調達上の安定性を確保するのは困難である。それゆえ、「地域生産システム」にマッチした特殊的な融資形態や、集団保障の方法の開発が不可欠である。

第二に、「地域生産システム」間における相互依存性の問題である。たと

23) DATAR, 2002, *op.cit*, pp. 52-60.

えば、ブルターニュ地域圏（Bretagne）では、包装材料に関する部門が、衣料生産の集積に地理的に接近するという傾向が見られる。これは、分野によっては、「地域生産システム」が単独では成長できない事を示している。政策的には、こうした産業連関をも考慮した上で「地域生産システム」の振興が求められる。

第三に、地域の自発性と自立性をいかに確保するかという問題である。フランスには一つの矛盾が存在する。総じて地方分権の必要性が強調される傾向にある一方で、各地方は、国による何らかの「認証（labellisation）」を求めている。地方が、一般に制約が多いとされる「国立国土開発基金」を利用する「地域生産システム」の認定を目指し、むしろ地方分権を図る上で用意された比較的制約が穏やかな公的財源を利用する傾向が弱いという状況は、地方による国への依存体質が根強いことを物語っている。

むろん、グローバルな地域間競争の中で、国による「認証」が、外部の投資家、資本、労働者などを惹きつけるための手段としての効力をもつことは無視できないが、「国土整備地方開発局」が指摘するように、国として「地域生産システム」を支援する理由は、公的機関の活動領域を増やし、こうした活動を、過度の野心や、現実離れした法律やデクレに閉じ込めてはならない。政策的見地から、地域主義に基づいた地方の自立性をいかに引き出すかは、フランスにおいて大きな課題である。

社会・文化的課題

第一に、大資本グループによる「地域生産システム」や域内企業群の買収といった状況で現れる大資本と小資本間における新たな支配一従属関係の問題、あるいは、これと関係する「地域生産システム」の自律性の喪失の問題にいかに対処するか、という課題である。

第一義的に、大資本の参入は、地域に新たな資金を与えるものであるから、域内企業全体の発展に貢献する。しかしながら、大資本グループは、特に、それが海外資本や巨大国有企業である場合において、他のフランス国内ある

いは欧州市場への進出の足掛かりとして「地域生産システム」を利用することが多い。大資本の戦略のもとにおける様々な再編は、心情や地域性とは距離を置く、資本の論理に支えられたものである。このため、大資本グループの進出によって、既存の地域内のバリュー・チェーンや中小企業の共同関係が崩壊し、「地域生産システム」内部の自律的コントロール性と一貫性、あるいは地域中小企業の自立性が奪われる危険性がある。

第二に、第一の事項と関連して、かつての職人同業者組合(*compagnonnage*)に代表されるような地域的相互扶助や地域慣習を基盤とする、単なる取引関係を超えた、地域コミュニティーとしての一体感や地域への愛着が奪われる危険性がある。

一般に、生産システムのあり方は、収益性や効率性を基準とする経済合理性、あるいは競争原理に規定されるものであるが、こうした考えに偏向するならば、地域への貢献や連帶といった要素は二義的な地位に追いやりられる。「地域生産システム」のあるべき姿は、経済的合理性と社会性合理性の双方を考慮したものでなければならない²⁴⁾。

VII おわりに

本稿では、現在のフランス産業クラスター政策の源流として「地域生産システム」の振興政策を捉え、その内容を分析してきた。以下では、ここで確認された諸点をまとめたい。

「地域生産システム」の振興政策は、1990年代後半のグローバル化の進展、長期にわたる雇用・失業問題、地方分権の推進とともになう地域中小企業の経営基盤強化の必要性の高まり、という環境下で展開されたものであった。これに加えて、隣接するイタリアの中小企業や地域コミュニティーを基礎とする中小企業のネットワークが、産業クラスター理論とともに諸外国で注目されたことが、地域の経営資源や文化的・社会的資源に支えられたフランス中

24) DATAR, 2001, *op.cit.*, pp. 157-167, DATAR, 2002, *op.cit.*, pp. 44-50.

小企業の連携関係と潜在能力の再評価へとつながった。「地域生産システム」の特徴は、以下の通りである。

第一に、その運営・推進主体の多様性である。「地域生産システム」には、地域中小企業のみならず、多くの場合において、商工会議所、手工業会議所、地方議会、その他のサービス諸機関が、地域の活性化という共通目的のもとに動員されている。こうした多様な運営・推進主体の参加と、それらの相互連携という態様は、「地域生産システム」の産業クラスターとしての資質を伺わせるものである。ただし、地域の企業以外の関連組織・機関の多くは、公的部門である。

第二に、「地域生産システム」自体の多様性である。「地域生産システム」の類型は既に示した通りであるが、それは、伝統的分野から先端技術分野にまで及ぶとともに、雇用や従業員教育、販売、製品開発といった具体的な経営課題のもとに編成されるものも少なくない。これは、「地域生産システム」が、その後、既存の産業部門の枠を超えた活動へと発展する可能性を有していたことを意味する。

次に、「地域生産システム」を取巻く一連の議論の考察を通じて、我々が確認できるのは、以下の諸点である。第一に、「地域生産システム」は、地方分権推進上の有効な手段としての意味を与えられているとともに、それは、「国土整備地方開発局」が取り上げた諸事例からも明らかのように、域内の中小企業を中心とする協力関係そのものであると捉えられている。本来、理論的に、産業クラスターは、域内における主体間の競争と協調という要素を併せ持ち、この両要素の相互作用の内にこそ、イノベーションが生まれる要因があると考えられているが、フランスの場合は、域内の競争的側面は捨象され、むしろ協調的側面、あるいは共同の側面が強調されている。これは、近年において要請される生産の全体最適（サプライ・チェーン）や柔軟な企業間関係の構築においてフランス産業が弱みを持つことと無関係ではないと思われる。

第二に、「地域生産システム」は、単なる経済的状況に対応する為の手段

としてだけでなく、地域文化や社会の担い手としての中小企業の地位を向上させる為の手段としての意味を与えられている。こうした社会性という観点からの中小企業の評価は、EU の中小企業政策においても一貫して重視されてきた視点である。「地域生産システム」の再評価と振興は、経済的合理性か社会性合理性か、あるいは産業の論理か生活の論理か、という戦後のフランス社会が取組んできた繊細、かつ重要な問題を含んでいる。

第三に、「地域生産システム」の振興政策の展開は、フランスが依拠してきた国家と地方の関係、あるいは社会体制が転換期にあることを象徴している。

既に明らかなように、「地域生産システム」の振興政策は、地域の様々な主体による自発的、あるいは内発的な活動を政策的に支援することを目的としたものである。しかしながら、中央集権的な政治・経済体制という過去をもつフランスにおいて、地方による国への依存体質を払拭し、地域経済や社会の担い手による内発的な地域振興活動や、自発的な企業の革新的活動を促すことは容易ではない。いわば、政策的には、「トップ・ダウン」と「ボトム・アップ」の方針の狭間で、微妙な舵取りが要求されているのである。

我々はここに、従来のフランス的な経済・社会体制が変革期にあること、および「地域生産システム」の振興政策の成否が、その後のフランスの方向性を確認する上で重要な意味をもっていたことを確認できるのである。

以上、1990年代後半におけるフランス中小企業を取巻く環境や、「地域生産システム」の振興政策の特性、およびそれがフランスの経済・社会に与えるインパクトは明らかとなったが、こうした特徴が、その後のフランス政府による産業クラスター政策にいかなる影響を与えたのかを明らかにしなければならない。また、我国にも見られるように、近年の産業クラスター政策は、一般に、新規開業支援（スタートアップ）政策と同時に進められている。したがって、フランスにおける起業環境や創業支援体制についても、一層の分析が必要とされる。これらの考察については、今後の課題としたい。

（筆者は関西学院大学商学部准教授）